地方の一般財源総額を確保する際には、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。その上で、偏在性の小さい地方税体系を構築してもなお、税源の偏在は残ることから、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮される必要がある。

⑵　地方財政の健全化

持続可能な地方財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成８年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。地方の債務残高は約200兆円規模で高原状態となっている（資料２）。

地方財政の本来の姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。経済の先行きによっては、財源不足が拡大する懸念はあるものの、特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方の債務残高の計画的な引下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

このため、歳入面においては、地域経済の活性化や雇用の創出等により、地方税収等の増加を図ることが求められる。また、歳出面においては、歳出の重点化・効率化に取り組むことが求められる。

加えて、住民の議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、各地方自治体が、他の地方自治体との比較を含め、自らの財政状況を住民や議会に理解しやすい形で的確に把握・公表することが重要である。そのための環境整備として、地方行財政の状況の「見える化」等を推進すべきである。

第二　平成29年度の地方財政への対応

１．地方一般財源総額の確保等

⑴　一般財源総額の確保

①　地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に供給していくためには、歳出の重点化・効率化を実施する中で、人口減少・少子高齢化への対応など、増大する行政需要に対して必要な歳出総額を適切に確保することが必要である。特に、国と地方が一体となって進める社会保障の充実、地方創生や一億総活躍社会の実現のための事業費及びその財源は、確実に確保すべきである。さらに、喫緊の課題である防災対策・老朽化対策等の事業費及びその財源についても、重点的に確保すべきである。

また、安定的な行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営が確保されなければならない。このため、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきである。

②　地方の歳出構造等

（地方の歳出構造）

地方財政計画における近年の歳出は、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいで推移してきた（資料３）。

しかしながら、その内容を見ると、国の制度に基づく社会保障関係経費が増加しており、その増加分を、給与関係経費や投資的経費（単独）の減で吸収してきた。このため、給与関係経費、投資的経費ともに、ピーク時から大幅に減少しており、喫緊の課題への取組も求められる中、これまでと同様の対応を続けることは困難となってきている。

地方歳出の大半は、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教職員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）、国庫補助関連事業である（資料４）。地方の歳出の抜本的な見直しを行うためには、国の制度の見直しを行わなければならない。

（国と地方の財政の違い）

国と地方の基礎的財政収支の動向の比較や、地方の基金残高が増加していることを挙げつつ、各年度の地方財政計画を通じた財源移転の適正規模について、より一層の精査が必要との議論[6]がある。

そもそも、地方は、国と異なり、金融・経済・税制等の広範な権限を有していないことから、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適当である。地方は、小さな町村も含め1,788のそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきものではない。

地方は赤字地方債の発行権限が限定されていることから、税収が上振れた場合には、将来の財政需要に備え基金への積み立てを行うなどの対応を行ってきた。また、収支均衡を図るためには、歳出を削減せざるを得ない。こうした個々の地方自治体における計画的な財政運営への備えや、住民合意のもとでの歳出抑制努力の結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比べて良くなっているものである。

また、地方交付税を含む国から地方への財源移転（中間支出）の見直しは、国・地方を通じた基礎的財政収支に影響を与えるものではない（資料５）。このため、財政収支及び債務残高に係る国と地方の財政状況の比較をもとに、国から地方への財源移転の水準のあり方を論じることは、国の負担を地方にしわ寄せするものに過ぎない。これは、国・地方を通じる真の財政健全化の道を放棄し、今後の国・地方の相互理解に基づく財政健全化の取組に影響を及ぼすものである。既に述べたとおり、地方は国と異なり歳出全体の伸びを抑制しており、国より財政収支等が良好なのは、地方の努力によるものである。地方の努力による財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いるような考え方は、地方が改革を進める意欲を削ぐことになりかねず、適当ではない。

③　給与関係経費

地方公務員の数は、ピーク時の平成６年度の328万人と比較して、大幅な減となっている（資料６）。一方、地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障等の対人サービスを担っている。これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められることを考えると、これまでと同じように地方公務員の数を減らすことは限界にきている。

④　一般行政経費（単独）等

（一般行政経費）

一般行政経費（単独）は、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費である。地方単独事業は、国の制度に基づいて実施されるもののほか、国庫補助事業を補完し、地域の実情に応じたきめ細かなセーフティネットとして、住民の幸せ、安心・安全の確保に貢献している。例えば、高齢者の増加や世帯構成の変化等により、社会的な支援へのニーズが増加するなど、人口減少・少子高齢化により地域社会に生じる課題に対応するため、地方単独事業の重要性はますます高まっている。

一般行政経費（単独）は、決算等の実態を踏まえつつ、地方自治体の自主性を尊重して、枠として計上されており、現行の計上方法は今後も継続すべきである。

（歳出特別枠）

リーマンショック後の緊急対策として、地方財政計画に歳出特別枠が計上されている。歳出特別枠については、近年、地方創生や公共施設の老朽化対策等に必要な歳出を別途確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、経済再生に合わせて、段階的に縮小されてきたところである。